

東京圏 から大村市に移住される方へ!!!

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 ※一部除外地域あり

東京圏から大村市に移住し、就業または創業をされた方を対象に予算の範囲内で移住支援金を給付します。申請にあたっては、各種要件がありますので、

申請前に必ず電話・メール・来庁等でお問い合わせください!

単身 **60** 万円

世帯 **100** 万円

※18歳未満の世帯員1人あたり100万円加算



下記の1. 2の全てを満たし、3のいずれかの要件を満たす方が対象です

1. 移住元要件

- ア.住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は通勤していた方。
- イ.住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区内に在住又は通勤していた方。

2. 移住先要件

- ア.大村市に移住して1年以内であること。
- イ.申請日から5年以上大村市に継続して居住する意思があること。

3. 就業・創業に関する要件

ア. 就業の場合

長崎県が運営する「エヌナビキャリア」に支援対象法人として掲載された求人を通して就業された方、もしくは内閣府が実施委するプロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング事業を利用して長崎県内の企業に就業された方

イ. 創業の場合

長崎県が実施する創業支援事業に係る創業支援金の交付を受けて1年以内の方

ウ. テレワークの場合

所属先企業等からの命令ではなく自己の意思により移住した場合であって、大村市を生活の本拠とし、週20時間以上移住元での業務を引き続き行う方

エ. 関係人口の場合

市が定める関係人口の対象範囲の要件（転入前に大村市で出生・居住・通勤通学していた方等）に該当し、農林水産業、家業、医療・介護・福祉等市が必要とする業種に就業する方または市内で個人事業の開業または法人の設立・移転を行っている方



- ・支援金の申請日から5年以内に転出した場合は返還となります。
- ・転勤事由での転入は対象外です。



大村市移住支援金

詳しくは大村市公式HPをご確認ください。

【申請される場合は、事前に下記まで必ずご相談をお願いします】

大村市企画政策課地方創生推進室



0957-53-4111(内線286)

〒856-8686 大村市玖島一丁目25番地 (本館2階)